

6 森推第 702 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を新規指定します。

令和 6 年 10 月 29 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 尾玉町鳥獣保護区

(1) 区域

主要地方道諏訪白樺湖小諸線と唐沢川との交点を起点とし、同点から同川を東進し、諏訪市民有林 81 林班「と」小班との接点に至り、同点から同林班「と」小班と「ち」小班界を東南進し、同 82 林班との接点に至り、同点から同 81 林班と 82 林班界を東進し、同 82 林班「は」小班との接点に至り、同点から同 82 林班「ろ」小班と「は」小班界を南進し、同 82 林班「ほ」小班との接点に至り、同点から同 82 林班「に」小班と「ほ」小班界を南西進し、同 82 林班「へ」小班との接点に至り、同点から同 82 林班「ほ」小班と「へ」小班界を東進し、同 96 林班との接点に至り、同点から同 82 林班と 96 林班界を南進し、藤森鉄平石福沢山採石場との接点に至り、同点から同採石場と民有林界を南進し、福沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点に至り、同点から同地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 139 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員等による定期的巡視を実施し、生息環境の保全及び鳥獣の生息に著しい影響のないよう管理を行う。

また、農林業被害を与える野生鳥獣については、区域内の尾玉町区と十分な事前調整を行った上で、必要に応じ有害鳥獣捕獲により適度な生息密度の維持管理を図ることとする。

森林づくり推進課 鳥獣対策係